

# 松江市立湖東中学校卒業生会規約

- 第1条（名称） 本会は松江市立湖東中学校卒業生会と称し、事務局を湖東中学校に置く。
- 第2条（組織） 本会は松江市立湖東中学校卒業生を会員とし、同校現旧職員を客員として組織する。
- 第3条（目的） 本会は会員の緊密な連絡のもとに、親睦を図ると共に、湖東中学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するために、次のことを行う。  
（1）会報及び会員名簿の発行 （2）会員の親睦に関すること  
（3）湖東中学校振興のための協力、援助 （4）その他
- 第5条（役員） 本会には次の役員を置く。任期は4年とし、再任を妨げない。但し、理事は特別な場合を除き改選しないものとする。  
（1）会長1名 （2）副会長2名 （3）常任理事若干名 （4）理事若干名  
（5）会計監査2名 （6）幹事若干名 （7）会計1名
- 第6条（会議） 本会は次の会議をもって運営し、会長が召集する。  
（1）総会 （2）理事会 （3）常任理事会  
（1）総会は必要に応じて開催する。  
（2）理事会は次のことを審議、議決する。  
①会務に関すること ②会計に関すること ③規約の改廃に関すること  
④その他  
（3）常任理事会は次のことを行う。  
①理事会提出議案の作成 ②理事会議決事項の執行 ③その他緊急案件の処理
- 第7条（役員選出） 役員を選出は次のとおりとする。  
（1）会長、副会長は理事会において選出する。  
（2）理事は、卒業時の各学級代表（男女各1名）の中から学年単位に男女各1名選出する。  
（3）常任理事は理事の互選による。  
（4）会計監査は会長が委嘱する。  
（5）会計は湖東中学校事務局があたる。
- 第8条（任務） 会長は本会を代表して会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
- 第9条（顧問） 本会に顧問をおくことができる。1名は湖東中学校長を推し、他は会長が委嘱する。
- 第10条（会費） 本会の経費は次のものをもってあてる。  
（1）寄付金及びその他の収入。
- 第11条 本規約は平成6年3月17日より実施する。
- 付 則 平成20年10月24日 一部改正